

長期貸付借入申込要領

(平成 29 年度版)

長期貸付借入申込要領
(平成 29 年度)

1 当協会の貸付けについては、「公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金貸付細則」(以下、「貸付細則」という。)によるほか、細部についてはこの要領によります。

2 貸付対象事業

当協会の資金の借入れをすることができる事業は、地方財政法第 32 条に規定する事業で、地方債計画において一般会計債に区分される事業のうち、平成 29 年度に神奈川県知事に地方債の届け出をしたもの、同意がなされたもの及び許可を得た事業で原則として当協会が貸付予定額を通知した事業とします。

3 貸付日

当協会の資金の貸付日は、3月24日及び5月24日となります。ただし、当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。これにより、平成 29 年度の起債事業にかかる貸付日については、平成 30 年 3 月 26 日(月)及び5月24日(木)となります。

ただし、平成 29 年度の起債事業のうち当協会が貸付の対象として通知した事業において繰越しが生じた部分への貸付は、平成 30 年度中の毎月 24 日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)とします。

4 貸付の条件

長期貸付の利率、償還方法、償還期間及び据置期間等は次のとおりです。

(1) 貸付利率

長期貸付に係る貸付利率は「貸付細則」で年 3%と定めておりますが、貸付日の直前に発表される財政融資資金の貸付利率が年 3.5%未満の場合には、「理事長が別に定める。」としております。これにより平成 30 年 3 月から平成 31 年 2 月までの間に実施する長期貸付に係る利率については、**財政融資資金の貸付利率に 0.7 を乗じた率とします。ただし、市場金利の動向、協会の収支の状況により見直すことがあります。**(小数点の取り扱いは、財政融資資金の率が小数点第 2 位までのときは、第 3 位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第 3 位までのときは、第 4 位を四捨五入します。)ただし、その率が 0.01%を下回った場合は、0.01%とします。

(2) 償還期間、据置期間及び償還方法は下記のとおりです。ただし、平成 29 年度に繰り越した 28 年度の起債事業に係る貸付については、従前どおりです。

(29 年度に繰り越した 28 年度の起債事業に係る償還期間、据置期間及び償還方法)

償還期間 (区分)	左の期間のうち 据置期間	償還方法
25 年	3 年	半年賦元利均等償還
20 年	3 年	半年賦元利均等償還
15 年	3 年	半年賦元金均等償還
10 年	2 年	半年賦元金均等償還
5 年	1 年	半年賦元金均等償還

(平成 29 年度の起債事業に係る償還期間、据置期間及び償還方法)

償還期間 (区分)	左の期間のうち 据置期間	償還方法
25 年	0 年、1 年、2 年及び 3 年から選択	半年賦元利均等償還及び 半年賦元金均等償還から選択
20 年		
15 年		
10 年		
5 年		

(3) 元利金の払込期日

当協会の元利金の返済期日は、毎年度 9 月 24 日と 3 月 24 日と決まっております。そのため、3 月と 9 月以外に貸付けた場合の第 1 期目の返済期日は、貸付けた月以後の最初に到来する 9 月 24 日又は 3 月 24 日となります。したがって、3 月及び 9 月以外に借入れた場合は、満度の償還期間より短い期間となり、第 1 期の返済期日の利子額については日割り計算で算出します。

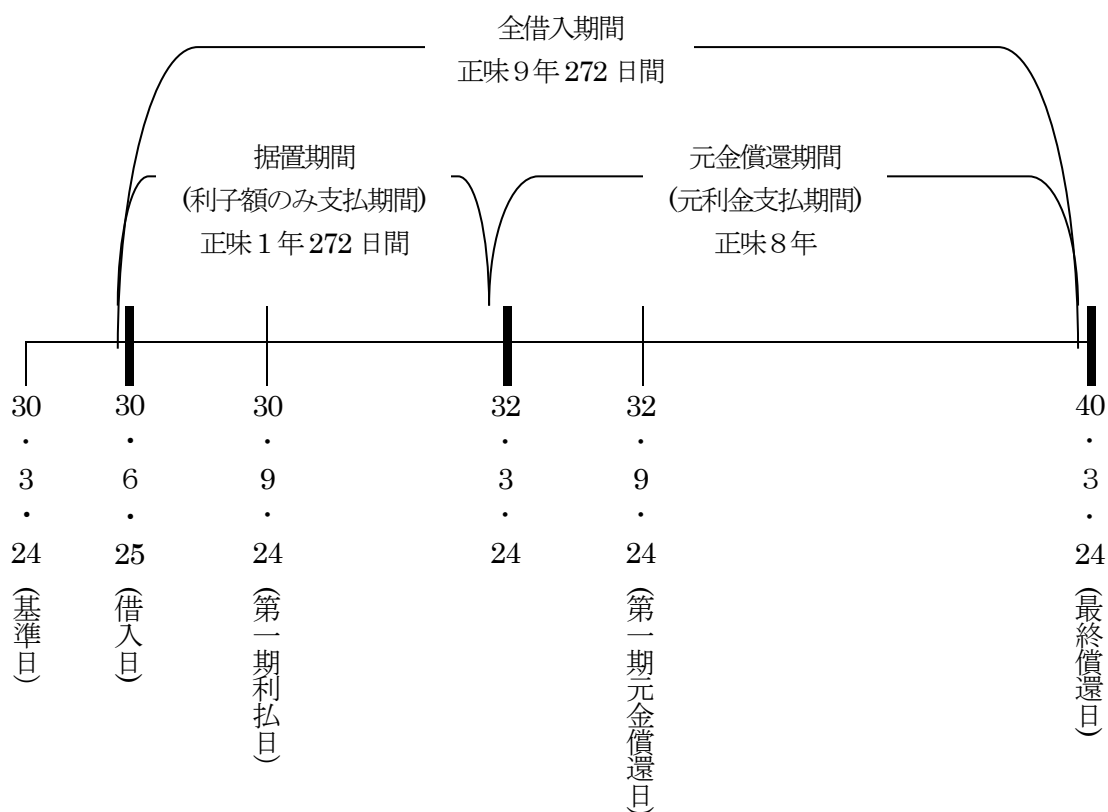
(例) 平成 30 年 6 月 25 日 (月) 借入れ

(6 月 24 日が日曜日のため翌銀行営業日が貸付実行日となります。)

借入期間 10 年以内 (うち 2 年以内の据置期間含む) 半年賦元金均等償還

借入金額 200,000,000 円

貸付利率 年 0.01%



(注意) 返済期日が、金融機関休業日にあたるときはその翌金融機関営業日とします。この場合は、延滞利息はかかりません。

第1期の利子額

第1期の利子額は、第1期返済期日の直前の返済期日の翌日から第1期返済期日までの期間、(中途に借入れた場合には、借入日の翌日から第1期の返済期日までの日数に応じます。)協会が定める年利率の割合による日割計算で算出します。

すなわち、

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入れの翌日から第1期利子支払期日までの日数}}{\text{第1期利子支払期日の直前の利子支払期日の翌日から第1期利子支払期日までの日数}}$$

前述の例に当てはめると、

$$\begin{aligned} & 200,000,000 \times \frac{0.01\%}{2} \times \frac{\text{平成30年6月26日から平成30年9月24日まで (91日間)}}{\text{平成30年3月25日から平成29年9月24日まで (184日間)}} \\ & = 200,000,000 \times 0.005\% \times 91 / 184 \\ & = 4,945 \text{円} \end{aligned}$$

毎期の利子額

次の算式によって算出します。

$$\text{未償還元金} \times \frac{\text{年利率}}{2}$$

ただし、半年賦元利均等償還に係る最終利子額については、残元金を約定元金とするため次のように調整することとします。

$$\text{最終約定利子額} = \text{賦金} - \text{最終約定元金 (残元金)}$$

5 貸付最低保障枠

1市町村あたりの貸付最低保障枠を市にあつては2億円、町村にあつては1億円とする。

6 借入申込書の提出

借入れに当たっては、次の書類を期日までにご提出ください。

提出書類	提出期日	備考
長期借入申込書 (第1号様式)	(3月26日の借入れ) 平成30年 3月12日(月) (5月24日の借入れ) 平成30年 5月10日(木)	・償還期間、据置期間、償還方法ごとに1部作成 ・上記において、複数の借入対象事業がある場合は付表を添付(借入対象事業で次年度へ繰越す部分に協会資金を充当するときは、備考欄にその旨を記入) ・前年度の繰越事業に係る申込みについては、事業名に繰越であることを明記し、添付書類として議会等に提出した繰越計算書の写しを添付

長期貸付事業実施概要調書 (第2号様式)	(3月26日の借入れ) 平成30年 3月12日(月) (5月24日の借入れ) 平成30年 5月10日(木)	貸付対象事業ごとに1部作成 ただし、前年度の繰越事業部分に係るものについては、地方債の同意又は許可を受けた年度に借入れたときにご提出いただいた内容に変更がない場合は省略できます。
長期貸付借用証書 (様式第5号)	(3月26日の借入れ) 平成30年 3月26日(月) (5月24日の借入れ) 平成30年 5月24日(木)	・償還期間、据置期間、償還方法ごとに1部作成 ・上記において、複数の借入対象事業がある場合は付表を添付

* いずれも、提出期日までに提出が困難な場合は、事務局にご連絡ください。

7 借入申込に係る提出書類の作成上の留意事項

(1) 長期借入申込書 記載例6ページ

ア 借入金額、借入希望日、償還期間（貸付区分）及び資金の送付を受ける銀行の店舗の項目については、訂正は認められませんので変更をする場合には差し替えることとなります。

イ 利率の項目は、借入れの申込時に、協会が貸付利率の基準とする財政融資資金の貸付利率が発表されていない場合があるので、当協会が定める貸付利率である「3%」と記入してください。

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率が年3.5%以下の場合は、別途、「借入手続きのご案内」にて協会の貸付利率を通知します。

(2) 長期貸付事業実施概要調書 記載例8ページ

ア 借入申込額

翌年度に繰越す事業の場合は、繰越額を含めた額を記載してください。

イ 本年度の工事等の執行状況の工事進捗率

平成30年3月31日現在の工事進捗率を記載してください。

ウ 本年度計画に係る財源内訳

(ア) 協会が通知した貸付予定額のうち3月に借入れる場合は「3月借入分」の欄に、5月に借入れる場合は、「5月借入分」の欄に当該事業に係る財源を記入してください。

(イ) 当協会の資金を借入れる事業で繰り越しがあがる場合は、「繰越借入予定分」の欄にも、繰り越す部分の財源及び協会資金の借入希望日を記入してください。

エ 事業計画額の執行状況により、当協会の貸付予定額の全額が繰越される場合においても本調書は、提出してください。（3月貸付の実施に係る本調書提出期限（30年3月12日）に全額が繰越されることが確実の場合は、3月12日までにご提出ください。これ以外においては必ず5月貸付の実施に係る本調書提出期限の平成30年5月10日までにご提出ください。）

オ 繰越事業分の当協会資金の借入れの際に3月又は5月に提出いただきました本調書に変更がない場合は、提出の必要はありませんが、変更が生じた場合は、先にご提出いただきました本調書の各欄の変更部分に訂正線を引き、余白に訂正後の金額等を記載してください。

(3) 長期貸付借用証書 記載例9ページ

ア 貸付番号

別途、通知する「借入手続きにかかるご案内」に記載されている番号を記入してください。

イ 利率

別途、通知する「借入手続きにかかるご案内」に記載されている利率を記入してください。

ウ 償還期間

長期借入申込書の「償還期間（貸付区分）」を記載してください。

エ 償還期限及び据置期限

長期借入申込書の「償還期限、据置期限」を記載してください。

8 償還年次表の送付

借入申込書に基づき、資金の貸付けを行います。その後、協会が、償還年次表（第7号様式）を作成し、当該市町村長あてに送付しますので、償還年次表に従って元利金の償還をお願いします。

9 元利金の払込通知

償還年次表に基づき償還支払期日の2週間前までに「元利金払込通知書」（貸付細則第8号様式）を当該市町村あてに送付します。

市町村は「元利金払込通知書」に記載された期日までに当協会の銀行口座に払込んでください。（金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日とします。このときの延滞利息はありません。）

第1号様式（第7条関係）

市町村の文書番号	→	第	年	号
申込書の提出日	→	年	月	日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 殿

団体名 ○ ○ ○
 職・氏名 ○ ○ ○ ○ 印

長期貸付借入申込書

下記の条件により、貴協会から資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申込みます。

記

金と金額数字の間を空けない	
1 借入金額	金200,000,000円
2 借入希望日	平成30年3月26日
3 事業名	○○○公園整備事業他1件
4 利率	年3%
5 償還期間 (貸付区分)	10年以内 (据置期間3年以内を含む)
6 償還期限	平成40年3月24日
7 据置期限	平成33年3月24日
8 元利金の支払方法	半年賦元金均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
9 資金の送付を受ける銀行の店舗	○○銀行○○支店
口座名は必ずフリガナを付けてください	○○預金口座 NO. ○○○○○○ 口座名 ○○○○

複数の事業がある場合は第1号様式付表に個々の事業名及び金額を記載してください。

申込時に利率が確定していない場合は、3%と記載してください。

5年、10年、15年、20年、25年から選択

0年、1年、2年、3年から選択

半年賦元金均等償還、半年賦元利均等償還から選択

(注) 貸付区分ごとに作成し、事業名が複数のときは、それぞれ内訳書を添付すること。

第 1 号様式付表

貸付区分 10年以内償還（据置期間2年以内を含む。）

償還期限 平成40年3月24日

据置期限 平成33年3月24日

事業名	金額	備考
〇〇〇〇公園整備事業	50,000,000 円	
××××公園整備事業	150,000,000 円	翌年度繰越分借入希望 借入希望額 50,000 千円 借入希望月 平成31年3月24日

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付すること。

* 本調書は、借入希望額全額を繰越す場合も、ご提出ください。
 * 本調書は、事業ごとに作成してください。

第2号様式（第7条関係）

長期貸付事業実施概要調書

平成 年 月 日作成

団体名	〇 〇 〇	連絡先 (担当部課名)	〇 〇部 〇 〇課 〇 〇係 (担当者氏名)	電話番号 ×××-×××-×××× FAX番号 ×××-×××-××××			
借入申込額	200,000 千円	借入希望日	平成 30 年 3 月 26 日	事業名	××××公園整備事業	施行場所	施設等の場合は町(字)名・番地を記載してください。
		貸付期間	10 年間				
* 事業内容は起債事項の内容を具体的に記載 全体事業計画 (起工〇〇年度) (完成〇×年度)	事業内容 →(例) 土地取得 設計委託等	規模・構造等	金額 千円 500,000 100,000	年度別計画額		本事業の必要性 及び事業効果	具体的に記載してください。
				前年度以前 実施済	150,000 千円		
				本年度施行	400,000 千円		
				次年度以降 計画	50,000 千円		
* 事業内容は上段と同様 本年度の工事等の執行状況	事業内容 →(例) 土地取得 設計委託等	実施計画額 千円 400,000	実施済額 千円 230,000	工事進捗率 %	57.5	本事業執行に必要な各種手続の 進行状況	* 工事進捗率は年度末現在で記入してください。
同上の財源内訳	3月借入分	5月借入分	繰越借入予定分 (借入希望日: 31.3.24)	起債の手続き(該当する番号を囲む。)		その他の 参考事項	
地方債	協会資金	150,000 千円	千円	50,000 千円	1 届出 (受理されたことを証するものを添付)		
	その他	千円	千円	千円	2 同意 同意年月日 平成 29 年 × 月 ○ 日 同意番号 ××-〇〇〇		
国・県補助金	千円	千円	千円	3 許可 許可年月日 _____ 許可番号 _____			
その他	80,000 千円	千円	120,000 千円				
計	230,000 千円	千円	170,000 千円				

* 繰越事業等の申し込みの場合で先に提出された概要に変更がない場合は、本調書の提出は省略することができる。ただし、変更がある場合は、変更箇所には訂正線を引き、余白に変更後の金額等を記入の上、繰越計算書を添付して提出してください。

借入のご案内に記載された番号を記入

貸付番号 第10-17001号

長期貸付借用証書

金額	金 200,000,000 円
----	-----------------

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約条項を承認の上借用しました。

- 1 資金の用途 (事業名) ○○○○○○事業他○○件
- 2 利率 年 0.01 パーセント
- 3 償還期間 10年以内 (据置3年以内含む)
- 4 償還期限 平成40年3月24日
- 5 据置期限 平成33年3月24日
- 6 元金金の支払方法 半年賦元金均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
- 7 元金金の支払場所 ○○銀行○○支店

平成30年3月26日

借入日を記入

団体名 ○ ○ ○
職・氏名 ○ ○ ○ ○ 印

公益財団法人神奈川県市町村振興協会 理事長 殿

(注) 貸付番号ごとに作成し、事業名が複数の時は、内訳書を添付すること。

特約条項

1 利息の計算

- (1) 利息は、借入れの翌日から計算するものとする。
- (2) 償還元利金の返済期日は毎年3月24日と9月24日とする。
- (3) 複数事業で借入れる場合の利率の計算は貸付対象事業ごとに計算するものとする。

2 繰上償還

- (1) 市町村は、借入金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
この場合は、あらかじめ繰上償還申請書を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、市町村が貸付金を目的外の用途に使用したとき、貸付けを受けたときの貸付条件に違反したとき、又は貸付細則に規定する貸付けに係る手続きを怠ったときは、市町村に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の支払期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

市町村は、償還元利金の返済期日が金融機関休業日に当たる場合を除き、元利金の支払いを遅延した場合は、その額について支払期日の翌日から支払当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払込むものとする。また、延滞利息の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については、366日当たりの割合とする。

4 報 告

市町村は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度速やかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 廃置分合、境界変更及び組合の解散を行い借入金の債務の承継を生じた場合
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合

5 調 査

協会は、貸付けにかかる債権の管理又は保全のため、書類又は実施について調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

第5号様式付表

貸付区分 10年以内償還（据置期間2年以内を含む。）

貸付利率 0.01%

貸付番号 第10-17001

償還期限 平成40年3月24日

据置期限 平成33年3月24日

事業名	金額	備考
〇〇〇〇公園整備事業	50,000,000 円	
××××公園整備事業	150,000,000 円	

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付すること。